

# 日本に木材及び木材製品を輸出される方へ ご協力をお願い ～クリーンウッド法について～

## 事業者の皆様へのメッセージ

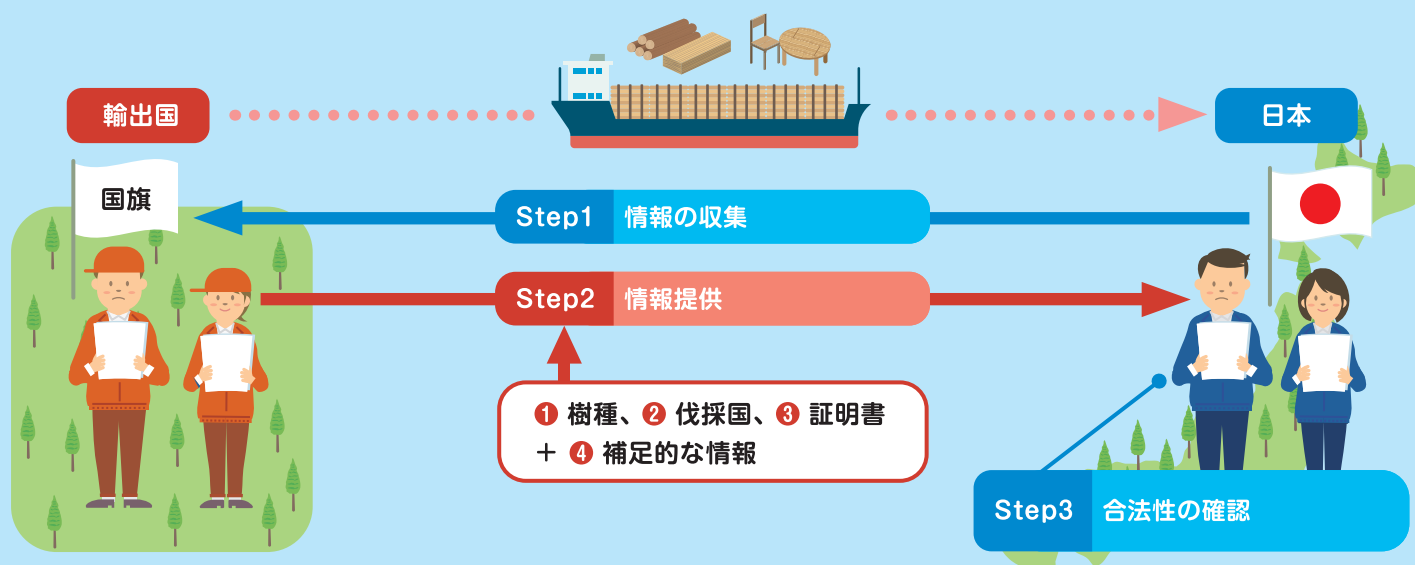
- 違法伐採対策や自然環境の保全、公正な木材取引の促進の観点から、日本はクリーンウッド法<sup>(※)</sup>によって、合法的に伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進し、合法性確認木材のみが流通する社会を目指しています。
- クリーンウッド法が目指す社会の実現のため、日本に木材を輸出する事業者の皆様にご協力をお願いします。

※ 正式名称：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

## クリーンウッド法のポイント

日本の輸入事業者が海外から木材・木材製品を輸入する時は、義務として① 樹種、② 伐採国、③ 証明書を収集し、合法性の確認を行います。このため、輸出事業者の情報提供が重要です。

### クリーンウッド法に基づくデューデリジェンスのスキーム



※ Step1、3は日本の輸入事業者が実施

## 輸出事業者による日本の輸入業者への協力

### Step 2 情報提供

#### 樹種、伐採国、証明書の提供をお願いします

#### 証明書の例

- 伐採国の政府機関等に係る樹木の伐採許可書や届出書の写し
  - 政府機関等により発行された輸出許可証の写し  
(樹木が伐採国の法令に適合して伐採されたことを証するものに限る)
  - 木材・木材製品が認証材 (FSC、PEFC、SBP、GGL) であることを証する証明書の写し
- ※ ■ 企業が認証を取得したことを示す認証書は、その木材・木材製品に対する証明ではありませんので、原材料情報 (証明書) には該当しません。

#### 補足的な情報の提供をお願いします

- 日本の輸入業者から補足的な情報提供依頼 (ヒアリング等) がある場合、対応をお願いします

#### ※ 合法性が確認できない場合

クリーンウッド法は、合法性が確認された材の流通と利用を促進することを目的としていますので、合法性が確認できなかった木材・木材製品には、市場が判別できるように「合法性を確認できなかった」旨が判別できるようにした上で、流通させなければなりません。

クリーンウッド法の取組は違法伐採対策や自然環境の保全に資するものですが、事業者にとっては、企業の持続的な成長と社会全体の発展につながるコンプライアンス向上の取組として位置付けられることが期待されます。